

4月使用分から 水道料金と下水道使用料を改定しました

問合せ 市上下水道部経営企画課 (☎43-2169)

水道料金につきましては、事業の健全な運営を図るため、2.9%の増額改定を実施する一方、コロナ禍における厳しい社会・経済状況を考慮し、家事用の水道料金と下水道使用料の合計額が改定前の額を超えないこととするなど、できる限り市民の皆さんに新たな負担を生じさせないことを基本として、下水道使用料を2.5%引き下げることとしました。

水道料金の改定

市民の皆さんに安定的に水を届けるため、老朽管の更新を令和4年度より本格化します。その更新費用を確保するため、4月から水道料金を2.9%値上げしました。



●旧水道料金表 (令和4年3月使用分まで) 【1カ月分・税込】

用途別	メーターの口径	基本料金(1カ月につき)		従量料金 (1㎡につき)	
		基本水量	料金	8㎡まで	8㎡を超える分
家事用	-	-	1,363円	12.51円	206.35円
業務用	13mm	8㎡まで	1,653円	基本水量を超える分	294.44円
	20mm		2,191円		
	25mm		3,309円		
	40mm		9,249円		
	50mm		22,177円		
	75mm		37,015円		
	100mm		57,381円		
	150mm		117,989円		
200mm	166,842円				
浴場用	-	80㎡まで	2,360円	基本水量を超える分	39.60円
臨時用	1㎡につき 552.20円				

●新水道料金表 (令和4年4月使用分から) 【1カ月分・税込】

用途別	メーターの口径	基本料金(1カ月につき)		従量料金 (1㎡につき)	
		基本水量	料金	8㎡まで	8㎡を超える分
家事用	-	-	1,402円	12.87円	212.33円
業務用	13mm	8㎡まで	1,701円	基本水量を超える分	302.98円
	20mm		2,255円		
	25mm		3,405円		
	40mm		9,517円		
	50mm		22,820円		
	75mm		38,088円		
	100mm		59,045円		
	150mm		121,411円		
200mm	171,680円				
浴場用	-	80㎡まで	2,428円	基本水量を超える分	40.75円
臨時用	1㎡につき 568.21円				

下水道使用料の改定

コロナ禍における厳しい社会・経済状況を考慮し、4月から下水道使用料を2.5%値下げしました。



●旧下水道使用料表 (令和4年3月使用分まで) 【1カ月分・税込】

種別	汚水排除量	使用料	
		処理区域	未処理区域
基本使用料	8㎡まで	1,691円	730円
超過使用料 (1㎡につき)	9~20㎡まで	234.30円	102.30円
	21~50㎡まで	265.10円	112.20円
	51~100㎡まで	306.90円	128.70円
	101~500㎡まで	346.50円	146.30円
	501~1,000㎡まで	372.90円	160.60円
	1,001㎡以上	391.60円	168.30円
公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令(昭和32年厚生省令第38号)の適用を受ける浴場		1㎡につき	19.80円
阿寒湖温泉地区の温泉水の汚水に係る使用料	1,000㎡未満	1㎡につき 11.10円	
	1,000㎡以上	100㎡まで	20,867.00円
		101㎡以上	1㎡につき 11.10円

●新下水道使用料表 (令和4年4月使用分から) 【1カ月分・税込】

種別	汚水排除量	使用料	
		処理区域	未処理区域
基本使用料	-	1,520円	656円
従量使用料 (1㎡につき)	8㎡まで	16.00円	7.00円
	9~20㎡まで	228.44円	99.74円
	21~50㎡まで	258.47円	109.40円
	51~100㎡まで	299.23円	125.48円
	101~500㎡まで	337.84円	142.64円
	501~1,000㎡まで	363.58円	156.59円
1,001㎡以上	381.81円	164.09円	
公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令(昭和32年厚生省令第38号)の適用を受ける浴場		1㎡につき	19.31円
阿寒湖温泉地区の温泉水の汚水に係る使用料	1,000㎡未満	1㎡につき 10.82円	
	1,000㎡以上	100㎡まで	20,345.33円
		101㎡以上	1㎡につき 10.82円

下水道使用料の基本水量制廃止

これまで1カ月に使用する水量が8㎡までの場合、お支払いいただく下水道使用料の額は同一となっていました(これを基本水量制といいます)。近年、単身世帯など水の使用が少ない世帯が増加しており、使用水量が異なるにもかかわらず、使用料が変わらないことに不公平感があることなどから、このたびの改定に合わせて1カ月の使用水量が8㎡までの場合においても、1㎡ごとに使用料の金額が変わるようにしました。

